

令和 3 年 度
(2 0 2 1 年 度)

工事監査 (土木 2) 結果報告

高崎市監査委員



第 3 5 1 - 1 号
令和 4 年 3 月 2 5 日

高崎市長 富 岡 賢 治 様
高崎市議会議長 白 石 隆 夫 様

高崎市監査委員 小 泉 貴代子
 同 折 田 慶 太
 同 大 竹 隆 一
 同 柄 沢 高 男

令和 3 年度工事監査（土木 2）の結果報告について
地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定により工事監査（土木 2）を行ったので、同条第
9 項の規定により、その結果を別紙のとおり提出します。

監査結果報告書

第1 高崎市監査基準への準拠

令和3年度工事監査（土木2）は、高崎市監査基準に準拠して実施した。

第2 監査の種類

地方自治法第199条第4項による定期監査（工事）

第3 監査の期間

令和3年12月14日から令和4年3月8日

（実地監査日 令和4年1月17日）

第4 監査の対象

1 対象工事 高崎市上並榎庭球場第2期改修工事

（1）場所 高崎市 上並榎町

（2）契約工期 令和3年8月31日から令和4年3月18日

（3）概要 既設のテニスコートをクレーコートから人工芝コートに改修する工事。令和元年度の第1期工事で8面を改修しており、今回の第2期工事で残り8面を改修する。

敷地造成工 $V = 741.0 \text{ m}^3$

開粒アスファルト舗装工 $A = 5502.2 \text{ m}^2$

砂入人工芝敷設工 $A = 5505.2 \text{ m}^2$

園路アスファルト舗装工 $A = 135.4 \text{ m}^2$

雨水排水設備工 $L = 158.7 \text{ m}$

球技施設設置工 一式

構造物取壊工 一式

2 契約金額 101,750,000円（消費税及び地方消費税込み）

3 対象部課

（1）総務部 スポーツ課

（2）財務部 契約課、技術監理課

（3）都市整備部 公園緑地課

第5 監査の着眼点

監査にあたり、次のとおり着眼点を設定した。

1 計画

（1）施工上必要な諸官庁及びインフラ管理者との協議、調整が行われているか。

（2）地元住民や関連工事への事前説明及び調整は適切か。

（3）予算との整合及び施工の決裁手続きは適正か。

2 設計

（1）事業目的及び法令等に適合した設計か。

（2）現地の状況を十分に調査し、設計に反映させているか。

（3）設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は適切か。

- (4) 設計図書は的確に作成されているか。
- (5) 工期の設定は適切か。
- (6) 効率性、経済性及び環境、維持管理に配慮した設計か。

3 積算

- (1) 積算基準、積算資料等の整備及び運用は適切か。
- (2) 歩掛、単価及び数量、金額は適正で正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (3) 諸経費は適切に算出され、排出される有価物は、適切に積算に反映しているか。

4 契約

- (1) 入札の方法及び調達手続きは適正かつ公正か。
- (2) 入札条件、内容が明確に示され、設計書及び仕様書は適正に作成されたか。
- (3) 予定価格、調査基準価格及び最低制限価格の算定、秘密保守の方法は適正か。
- (4) 資格審査は適正か。
- (5) 入札・開札が公正で、記録が整備されているか。また、落札者の決定は適正か。
- (6) 契約書の調製は内容が適切で適正か。
- (7) 各種保証金等の取扱いは適正か。
- (8) 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- (9) 監督及び検査、検収、立会いは厳正に行われているか。
- (10) 契約書どおりの履行がされているか。

5 施工

- (1) 工事施工に関する諸官庁等への事務手続きは適正か。
- (2) 工事施工計画は適切か。
- (3) 法令等を遵守し、設計図面どおりに施工されているか。
- (4) 施工体制台帳が整備され、監理技術者等は適正に配置されているか。
- (5) 各種承諾図書、工事記録写真等及び請負人提出書類は整備されているか。
- (6) 各種検査、材料試験等が適正で、その記録は整備されているか。
- (7) 現場の安全管理は適切か。
- (8) 工程管理及び品質管理は適切か。
- (9) 関連工事との連携及び各工事関係者との連絡は適切か。
- (10) 環境に配慮した施工か。

第6 監査の実施内容

監査にあたっては、主に経済性、効率性、有効性の観点から、あらかじめ提出された資料を基に関係諸帳簿等の調査を行い、関係者に説明を求めるとともに現場を実査した。

また、工事関係書類の審査や現場の施工状況の調査などの技術面については、公益社団法人大阪技術振興協会に工事技術調査業務を委託し、技術士による調査結果報告を参考にして総合的な判断を行う方法により実施した。

第7 監査の結果

工事の計画、設計、積算、契約、施工等については、予算の目的に従い、関係法令に準拠して執行されており、適正妥当であると認められた。

個別の内容については、次に記述するとおりである。

監 査 内 容

(高崎市上並榎庭球場第2期改修工事)

1 計画について

高崎市上並榎庭球場は、昭和58年に開催された赤城国体のテニス会場として烏川緑地内に整備された。国体終了後は高崎市のテニス競技場の拠点として大きな役割を果たしてきたが、完成から40年が経過し、施設の老朽化が顕著となっている。

特に既設クレーコートの上層劣化が著しく、中層の赤土部分の露出が見られ、ローラー転圧を行っても平坦にならないことから、ボールのイレギュラーバウンドやプレーヤーのつまずき等が発生している。また、雨天後のコートメンテナンスに時間を要するため、プレー再開が遅れてしまうことなど、大会延期や中止を余儀なくされる事案が増え、多くの利用者から改善要望が上がっている。よって、より多くの市民がテニスを楽しむことにより、健康な心と体づくりに繋がり、更なる健康増進が図れることからテニスコートの整備を行うものである。

本工事は、16面あるテニスコートのうち、令和元年度の第1期改修工事により8面の改修が完了しているため、残りの8面を改修するものである。

本工事により期待される効果は、全天候型の砂入り人工芝に変更することによる雨天後のプレー再開までの時間短縮や、耐摩耗性と耐候性に優位なポリエチレン材の人工芝を採用することによる維持管理費の節減などである。

計画は、利用者からの意見や高崎市テニス協会及び高崎市ソフトテニス連盟との協議により、コートカラーについて視認性が高いカラープランを選定している。また、コートの上層材は耐久性・他所での実績・経済性・総合評点で比較選定している。

適切である。

2 設計について

平成30年度に設計委託を実施し、庭球場の運営管理者及び利用関係団体との協議を重ね事業目的に適合した設計を行っている。

設計基準、設計資料等の整備状況及びその運用は、設計時は最新の設計基準等を使用し、その後に改訂された場合は、改訂内容を精査し、設計変更の必要性について検討している。

工期は、仕様及びコスト面での比較検討した結果をもとに、当該工事に合わせ設定している。

全て適切である。

3 積算について

積算は、設計書作成時（令和3年6月）において、最新の歩掛、単価表（「令和2年度 群馬県積算基準及び標準歩掛（土木編）」及び「令和3年度 基礎単価表」）を用いていた。

見積価格は、3者から見積を徴収し、異常値を除いた残りの平均を決定単価としている。

積算根拠、数量、金額の正確性を保つためのチェック体制については、同じ部署の係員による検算、上司の確認、技術監理課の設計審査済みの押印を確認した。

特別調査価格は、群馬県建設企画課長通知「積算基準（特別調査の取り扱いの緩和措置）について」において、「1事業（工事）における1資材の総額（材料価格 × 使用数

量)が1,000万円以上使用する資材」と定められており、その積算基準を準用し、砂入り人工芝の材料及び施工費について特別調査を実施している。
全て適切である。

4 契約について

入札方式は簡易一般競争入札(事後審査方式)で、「高崎市契約規則」、「高崎市一般競争入札実施要綱」、「高崎市簡易一般競争入札実施要綱」及び「高崎市簡易一般競争入札(事後審査方式)実施要領」に基づき適正・公正に行っていた。

入札公告の公告日、公告方法及び設計図書の縦覧は、前述の規則、要綱及び要領に基づき、令和3年7月8日付で業界新聞と市ホームページに掲載されており、公告と公告別紙の条件を満たし結成された特定建設工事共同企業体の参加申請書を提出期限までに受け、令和3年7月19日付で「ぐんま電子入札共同システム」にて指名競争入札通知書を参加業者に発行し、設計図書も縦覧に付している。

なお、「ぐんま電子入札システム」は、簡易一般競争入札の仕組みがないことから、指名競争入札の手法に置きかえて手続きを進めていた。

予定価格の事前公表は、「ぐんま電子入札情報公開システム」の記載記録で確認した。予定価格表は施錠可能な場所に保管していた。

低入札調査基準価格の算定は、「高崎市低価格入札に係る落札者の決定等に関する要領」に基づく適正な算定であることを確認した。

また、入札及び開札は記録を整備し公表していることを確認した。

契約保証、前払金保証ともに東日本建設業保証株式会社による保証書が提出され、適正であることを確認した。

現場代理人・主任技術者等選任届は適正に提出されていることを確認した。

全て適正である。

5 施工及び施工管理について

(1) 書類関係

請負業者が提出した「施工計画書」は、「設計図書」・「仕様書」等に基づき適切に作成され、「施工体制台帳」には下請業者の記載があることを確認した。

各種検査、材料検査等は、「材料試験記録表」の提出が適切に行われており、コンクリート二次製品は、納入時、監督員の現地立会いによる材料検査を行っていることを「材料承認願」等の記録及び写真で確認した。

残土は、指定処分地(高崎市所有公園予定地)へ搬入予定で、運搬ルート及び処分地の事前調査は実施済みであることを確認した。

コンクリート殻は、産廃業者契約書により適正に処理することを確認した。

石綿は、運搬業者及び処分業者から提出されたマニフェストにより適切に処理していることを確認した。

(2) 現場管理状況

材料の出納及び保管は、材料検査時または自主管理写真により適切に保管されていると説明を受け、現場内にU字溝のコンクリート二次製品が搬入・保管されていることを確認した。

法令遵守の施工については、群馬県発行の「建設工事必携」に基づき施工を行っているとの説明を受け、現場内に掲示してある建退共加入・施工体制台帳関係・安全関係等の掲示を現場代理人と確認した。

工期は、全体の進捗状況が28%程度であり、1月17日時点では計画工程表

どおりである。工期の変更要素も今のところ無いことを確認した。
全て適切である。

6 検査及び監督について

工事進捗に伴う工事報告は、群馬県が制定した、「施工プロセスチェックリスト代替表」を用いて行われており、原本を確認した。

また、「工事設計書」、「施工計画書」どおりの施工については、段階確認検査の記録を確認した。

全て適切である。

7 総合的所見

本工事は、全天候型の砂入り人工芝に変更することで利用者の利便性の向上が図られており、事業目的に沿った工事であると思われる。

各項目の技術的調査内容は、特に問題になる項目はなく適切に行われている。